2　当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ　14日以内の期間　512点

ロ　15日以上30日以内の期間　207点

3　当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。

イ　看護必要度加算１　30点

ロ　看護必要度加算２　15点

4　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟において、当該患者の看護必要度について測定を行った場合には、一般病棟看護必要度評価加算として、１日につき５点を所定点数に加算する。

5　当該病棟に入院している特定患者については、注１及び注２の規定にかかわらず、区分番号Ａ１００に掲げる一般病棟入院基本料の注８に規定する特定入院基本料の例により算定する。この場合において、区分番号Ａ１００に掲げる一般病棟入院基本料の注８中「13対１入院基本料又は15対１入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては、特定患者」とあるのは､「特定患者」とする。

6　退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

7　入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

8　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ　臨床研修病院入院診療加算

ロ　救急医療管理加算

ハ　超急性期脳卒中加算

ニ　妊産婦緊急搬送入院加算

ホ　在宅患者緊急入院診療加算

ヘ　診療録管理体制加算

ト　医師事務作業補助体制加算

チ　急性期看護補助体制加算（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を算定するものに限る。）

リ　乳幼児加算・幼児加算

ヌ　難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）

ル　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

ヲ　看護補助加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）

ワ　地域加算

カ　離島加算

ヨ　療養環境加算

タ　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算

レ　二類感染症患者療養環境特別加算

ソ　重症者等療養環境特別加算

ツ　小児療養環境特別加算

ネ　無菌治療室管理加算

ナ　放射線治療病室管理加算

ラ　緩和ケア診療加算

ム　精神科リエゾンチーム加算

ウ　強度行動障害入院医療管理加算

ヰ　重度アルコール依存症入院医療管理加算

ノ　摂食障害入院医療管理加算

オ　がん診療連携拠点病院加算

ク　栄養サポートチーム加算

ヤ　医療安全対策加算

マ　感染防止対策加算

ケ　患者サポート体制充実加算

フ　褥瘡（じょくそう）ハイリスク患者ケア加算

コ　ハイリスク妊娠管理加算

エ　退院調整加算

テ　新生児特定集中治療室退院調整加算

ア　救急搬送患者地域連携紹介加算

サ　総合評価加算

キ　呼吸ケアチーム加算

ユ　後発医薬品使用体制加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）

メ　病棟薬剤業務実施加算

ミ　データ提出加算（７対１入院基本料又は10対１入院基本料を算定するものに限る。）

Ａ１０６　障害者施設等入院基本料（１日につき）

1　７対１入院基本料　1,566点

2　10対１入院基本料　1,311点

3　13対１入院基本料　1,103点

4　15対１入院基本料　965点

注１　障害者施設等一般病棟（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第２号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児（同法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。）を入所させるものに限る。）及びこれらに準ずる施設に係る一般病棟並びに別に厚生労働大臣が定める重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病棟に関する施設基準に適合しているものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟をいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護師比率その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。